

東栄町空き家活用支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家を活用した定住促進を図るため、東栄町が交付する空き家活用支援補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家

個人の所有者が現に居住の用に供しない建物（住宅（住宅に付属する店舗、倉庫及び自動車車庫等を含む。）で町長が認めたものをいう。

(2) 定住者

本要綱を利用して空き家に新たに居住する者で、町内に5年以上継続して居住することが確約できる者をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、空き家の所有者又は定住者とし、所有者と定住者の間で空き家の売買契約、賃貸借契約、使用貸借契約のいずれかが締結されていることを要件とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

(1) 改修工事費

(2) 家財の収集運搬費、廃材等の収集運搬費及び処分費

(3) 前2号にかかる諸経費

(補助の金額)

第5条 補助対象経費の2分の1とする。ただし、当該経費の2分の1に相当する額が50万円を超える場合は、50万円とする。

2 前項により算定された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、補助金交付申請書（第1号様式）に別に定める関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知書類)

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定することとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知する。

(変更承認申請書等)

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）

は、前条第2項の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は、補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（第4号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を町長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1ヶ月以内（前条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1ヶ月以内）又は、補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（第5号様式）に別に定める関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（交付額の確定）

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（第6号様式）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第11条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（第7号様式）による補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

（補助金交付の取り消し）

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）不正の手段により補助金を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。